



## オウブンシャ追徴課税更正処分等取消請求事件

第 35 回 2010 年（平成 22 年）10 月 22 日

発表 棟田 裕幸

---

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

---

## オウブンシャ追徴課税更正処分等取消請求事件

第一審 東京地裁平成13年11月9日判決  
 控訴審 東京高裁平成16年1月28日判決  
 上告審 最高裁第三小法廷平成18年1月24日判決  
 差戻控訴審 平成19年1月30日判決

### 1. 事案の概要

#### (1) 前提事実

①H3.9.4 現物出資及び金銭出資により、オランダ法人A社設立。A社は、事業所、従業員を有しないペーパーカンパニー。

		簿価	時価	含み益
(出資財産)テレビC (テレビ朝日) 株式 (*1)	3,559株	11億05百万円	86億34百万円	75億29百万円
D放送 (文化放送) 株式 (*2)	150,000株	4億39百万円	10億44百万円	6億05百万円
現金	1億06百万円	1億06百万円	1億06百万円	0
合計		16億51百万円	97億85百万円	81億33百万円

X社は現物出資財産の簿価と時価との差額(81億33百万円)を圧縮記帳により課税の繰り延べ処理をしている。

(\*1) テレビ朝日、当時は非上場

(\*2) D社はHテレビ(フジテレビ、当時は非上場)株式を10,020株保有及びI社株式200株(100%)保有

(\*3) Hテレビ(フジテレビ)株式4,500株保有

②H7.2.13 B社設立

③H7.2.13

第三者割当増資3,000株(16億50百万円相当)

この結果、B社によるA社株式所有割合 0%→93.75%

X社によるA社株式所有割合 100%→6.25%

④H7.3.1 X社がJ社を設立

⑤H7.3.13 A社株主総会にて増資決議、同3.15増資払込み

テレビC株式売却、1,242株、@540万円、計67億680万円。

売却価額評価は、時価純資産価額、法人税額等相当額は控除していない。

⑥H7.3.24

テレビC株式売却、335株、@540万円、計18億9百万円。

売却価額評価は、⑤と同じ。

⑦H8.7.30 所有C株式の全て3,559株を286億4,900万円(@8,049千円)で文化放送のオランダ子会社I社へ売却。なお、オランダの資本参加所得免税により法人所得は免税。

⑧H8.9.5 I社は所有C株式の全て3,559株を、X社の日本国内子会社J社へ239億3,200万円（@6,724千円）で売却。

#### H7.12.27

H7年9月期法人税について、(本件に係る)所得金額0円、納付すべき税額を2億6494万2300円とする確定申告をし、同年11月30日に同申告に係る法人税額を納付した(以下「第一審、事実」を引用)。

被告(課税庁)は、本件決議当時におけるA株式の資産価値が1株当たり234万6252.55ギルダー(1億3648万1511円)であったのに、原告(旺文社)が、その価値を著しく下回る1株当たり1010.1ギルダー(平成7年2月15日時点で1ギルダーは58.17円)で3000株もの新株をB社に発行する本件決議をすることにより、旺文社が保有していたA株式の資産価値272億9630万2219円を一挙に17億1703万5934円まで減少させ、その差額である255億7926万6285円相当額を、何らの対価も得ずにB社に移転させたもの(有価証券に係る利益の計上もれ)と認め、このような行為は営利を目的とする法人の行為としては不自然・不合理であり、法人税の負担を不当に減少させる行為であるとして、法132条を適用し、上記資産価値の移転をB社に対する寄附金と認め、原告に対し、平成10年12月18日付けで、課税所得金額を次のアのとおり249億5320万4351円、納付すべき税額を次のイのとおり96億2239万3800円とする本件更正処分及び13億8863万2500円の過少申告加算税を賦課する本件賦課決定処分をした(甲249)。

#### ア 課税所得金額

申告所得金額0円(〔1〕)に対し

加算分〔2〕有価証券に係る利益の計上もれ

255億7926万6285円

〔3〕寄附金の損金不算入額

252億5952万5456円

〔4〕加算金額合計(〔2〕+〔3〕)

508億3879万1741円

減算分〔5〕寄附金として損金に算入すべき金額

255億7926万6285円

〔6〕繰越欠損金の当期控除額

3億0632万1105円

〔7〕減算金額合計(〔5〕+〔6〕)

258億8558万7390円

差引所得金額(〔1〕+〔4〕-〔7〕)

249億5320万4351円

イ 納付すべき法人税額

(ア) 上記アの課税所得金額 (ただし、国税通則法 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数切捨て後のもの。) に、法 66 条 (各事業年度の所得に対する法人税の税率) に規定する税率を乗じて算出した金額

93 億 5745 万 1500 円

(イ) 原告が被告に提出した平成 7 年 9 月期の法人税の確定申告書に記載した納付すべき法人税額

2 億 6494 万 2300 円

(内訳は、課税土地譲渡利益金額に対する税額 2 億 9970 万円から控除所得税額 3475 万 7636 円を差し引いた金額。ただし、国税通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数切捨て後のもの。)

(ウ) 納付すべき法人税額 ( (ア) + (イ) )

96 億 2239 万 3800 円

旺文社は、国税不服審判所長に対し、平成 11 年 2 月 5 日、本件更正処分及び本件賦課決定処分を不服として審査請求を行ったが、これに対する裁決は同日から 3 か月を経過してもされなかった。

## (2) 事案の概要

旺文社 (納税者)

第一審：原告、控訴審：被控訴人、上告審：上告人、差戻審：被控訴人  
課税庁

第一審：被告、控訴審：控訴人、上告審：被上告人、差戻審：控訴人

### ① 第一審 東京地裁 平成 13 年 11 月 9 日

原告が 100 パーセント出資してオランダに設立した外国子会社である A 社の株主総会において、新たに発行する新株全部を原告の外国における関連会社である B 社に著しく有利な価額で割り当てる決議を行い、原告が保有していた A 社株式の資産価値を何らの対価も得ずに B 社に移転させたとして、被告がその移転した資産価値相当額を B 者に対する寄付金と認定し、原告の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたところ、原告が、本件更正処分のうち納付すべき税額を超える部分及び本件賦課処分はいずれも違法であるとしてその取消しを求めた事案で、実質的に見て原告の保有する A 社株式の資産価値が B 社に移転したとしてもそれが原告の行為によるものとは認められないとして原告の請求を認めた事例。

### (主文)

1 被告が平成 10 年 12 月 18 日付けでした原告の平成 6 年 10 月 1 日から平成 7 年 9 月 30 日までの事業年度の法人税の更正処分のうち納付すべき税額 2 億 6494 万 2300

0円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

## ②控訴審 東京高裁 平成 16 年1月 28 日

オランダで設立された被控訴人の100パーセント出資の外国子会社であるB社において、増資がされ、発行された株式の全部が被控訴人のオランダにおける関連会社であるC社に著しく有利な価格で割当てられたことにつき、被控訴人が保有するB社株式の資産価格をC社に移転させたもので、移転した資産価値相当額がC社に対する寄付金に当たるとして、控訴人が被控訴人の法人税について更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をしたところ、被控訴人が右処分の取消しを求めた事案において、両者間における無償による持分の譲渡がされたと認定することができ、法人税法22条2項に該当する事実が生じたとして、両処分を取消した原判決を取消して、被控訴人の請求を棄却した事例。

### (主文)

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審を通じて、被控訴人の負担とする。

## ③上告審 最高裁第三小法廷 平成 18 年1月 24 日

旺文社（以下「上告人」という。）がオランダにおいて設立した100%出資子会社であるA社が、その発行済株式総数の15倍の株数の新株を上告人の関連会社であるB社に著しく有利な価額で発行したことに関し、課税庁が、上告人の有するA社株式の資産価値のうち上記新株発行によってB社に移転したものを、上告人のB社に対する寄附金と認定し、上告人の本件事業年度の法人税の増額更正及びこれに係る過少申告加算税賦課決定をしたため、上告人が、申告額を超える部分に係る本件各処分の取消を求めた事案の上告審で、上告人の保有するA社株式に表章された同社の資産価値の移転は、上告人の支配の及ばない外的要因によって生じたものではなく、上告人において意図し、かつ、B社において了解したところが実現したものといえることができるから、最高裁は法人税法22条2項にいう無償取引に当たるとすべきであるとした。

また、原審(東京高裁)のA社の保有する株式の評価方法には誤りがあるとして、原判決(高裁)を破棄し、原審に差し戻した事例でもある。

### (主文)

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

#### ④差戻控訴審 東京高裁 平成19年1月30日

被控訴人が、100パーセント出資の外国子会社A社を設立後、同社が増資して新株全部を被控訴人の関連会社B社に著しく有利な価額で割り当てたところ、税務署長が、移転した資産価値相当額がB社に対する寄付金にあたるとして、本件更正処分及び過少申告加算税賦課決定をしたので、被控訴人が本件各処分の取消を求めて提訴した事案の差戻後控訴審において、被控訴人はA社に対する持株割合を激減させ、B社の持分割合を93.75パーセントとすることにより、資産価値の大部分を対価を得ることなくB社に移転させる意図であったと認定し、法人税法22条2項の「無償による資産の譲渡」にあたる上、A社の保有する株式の評価方法について、配当還元方式で評価すると著しく不合理な結果を生じるので、時価純資産価額方式により評価するのが相当として、納付すべき金額を計算し、これを超える部分について処分を取消し、その余の請求を棄却した事例。

#### (主文)

一 原判決を次のとおり変更する。

(1) 本郷税務署長が被控訴人に対し、平成一〇年一二月一八日付けでした、被控訴人の平成六年一〇月一日から平成七年九月三〇日までの事業年度に係る法人税の更正処分のうち、納付すべき税額八三億七〇三五万五四〇〇円を超える部分及び過少申告加算税の賦課処分のうち一二億〇〇八二万六五〇〇円を超える部分を取り消す。

(2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

二 訴訟の総費用は、これを五分し、その一を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

## 2. 争点

本件の争点は、本件更正処分及び本件賦課決定処分の適法性であり、被告は、本件更正処分の適法性の根拠として、主位的に法22条2項の適用を、予備的に法132条1項1号の適用を主張し、原告は、同主位的主張が時機に遅れた攻撃防御方法として却下されるべきである旨を主張するほか、被告の主位的主張及び予備的主張のいずれも争い、さらに、仮に被告の上記主張のいずれかが認められる場合につき、被告の主張する課税標準の基礎となる株式の資産価値評価を争い、かつ、本件賦課決定処分については原告には国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があったと主張している。(第一審、東京地裁)による

#### 以下、争点のまとめ

#### 【争点1】

B社引受け本件増資と法法22②無償による資産の譲渡等(寄附金課税)如何

**【争点2】**

B社引受け本件増資と法法 132①一(同族会社の行為否認規定)に基づく課税

**【争点3】**

B社引受け本件増資による資産の移転額、課税額

**【争点4】**

A社の保有するD放送株式の評価方法について(最高裁)

**【争点5】**

D放送及びI社が保有するHテレビ株式の評価方法について(最高裁)

**【争点6】**

A社が保有するテレビC株式の評価方法について(最高裁)

**【争点7】**

訴訟手続、課税手続上の問題、課税の憲法違反

## 【争点1】B社引受け本件増資と法22条2項無償による資産の譲渡等(寄附金課税)如何

### ＜納税者の主張＞

#### (第一審、東京地裁)

本件更正処分において法22条2項を適用して原告に課税をすることは、平等原則を定めた憲法14条に反して違憲である。

平成10年改正前の法は、その51条等に基づき、多額の含み益を有する有価証券を現物出資して海外子会社を設立し、当該有価証券の圧縮記帳を行った上で、当該現物出資者である親会社が当該海外子会社株式を譲渡するという方法以外の方法により、すなわち、当該海外子会社に他の法人の資本参加を得たり、当該有価証券を当該海外子会社が売却したり、当該海外子会社が他の法人と合併したりする等の方法により、当該有価証券の有する含み益に対する我が国の課税当局による課税を適法に回避できた。これを本件増資に当てはめると、本件増資が平成10年改正前に行われていたとすれば、A社がB社の資本参加を得るという方法で原告が現物出資した資産の資産価値を社外流出させたとしても、これに対して我が国の課税権は及ばなかったのである。

したがって、本件増資を法22条2項の課税要件該当事実と捉えて原告に対して課税するとすれば、平成10年改正以前に全く同様の行為を行った他の同族会社については課税しないのに、原告に対してのみ課税することになり、課税処分の執行の平等原則(憲法14条)に反し、処分違憲となるのである。

#### (控訴審、東京高裁)

ア 本件増資により、資産価値は移転しない。

(ア) キャピタルゲインへの課税は、株主が会社に対する管理支配権を行使したかどうかではなく、当該キャピタルゲインが株主に帰属したか否かによる。本件増資においては、被控訴人の保有する旧株式200株についてのキャピタルゲインの全部又は一部が、抽象的所有権に止まったまま(利得が実現されることなく)、失われたのであり、未だ実現していない利得は、課税されるべきではない。

(イ) 法22条2項は、すべての無償による資産の譲渡又はその他の無償取引から必ず益金が発生する旨を規定しているのではなく、同条4項の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って益金を計算するに際し、「無償による資産の譲渡」又は「その他の無償取引」から益金が発生する場合がありますと規定しているにすぎない。

(ウ) 会計学上、利益の実現があったといえるためには「資産」の移転がなければならないとされ、「資産価値」の移転だけでは、利益の実現が生じない。

(エ) 法22条2項の「取引」について税法上格別の規定がない以上、その意味は一般私法におけるのと同じと解すべきである。

(オ) 法人税法は法人単位で課税し、A社が出資資産を管理処分する行為は、株主である被控訴人自身の割合的持分の管理処分とは評価されない。



#### イ 法施行令119条の11

被控訴人の保有するA社株式200株は、本件増資により譲渡されてはいない。増資等による持株比率の変化は、法22条2項の資産の譲渡その他の取引に当たらず、平成12年法施行令119条の11の創設により、初めて、それに当たるとみなされることになった。同条創設前にされた本件増資による持株比率の変化についての課税は、租税法律主義に反する。また、同条創設後においても、本件増資により、被控訴人の株式保有割合は、20%未満(100%から6.25%)となり、「満期保有目的等有価証券」から「その他の有価証券」に区分変更されるものの、課税対象とはならない。

#### ウ 新株の有利発行

(ア) 新株の有利発行により旧株式の含み益が減少しても、減少した含み益が実現されたものとして旧株式の帳簿価格を評価換えし、評価益を計上することはない。

(イ) 控訴人の主張する会計処理方法を法22条4項の会計処理の基準と解することは、広く一般社会において確立した会計慣行を排除するもので、憲法84条、30条に反し、また、被控訴人だけに課税するもので、憲法14条1項に違反する。

(ウ) 第三者有利発行の場合、法施行令38条1項2号に基づき、新株主が、払込価額と時価との差額を受贈益として課税され、本件においても、新株主にのみ課税され、法22条2項により旧株主には課税されないと解釈すべきである。

#### エ 所得税法施行令84条

所得税法施行令84条は、新株主が有利な発行価額により新株等を引き受ける権利は、旧株主からではなく、新株の発行会社から与えられると規定している。第三者有利発行の際、所得税法上、新株主が新株の時価と払込価額の差額につき受贈益として課税される。法人税法上もこれと異別に解すべき理由はなく、新株等は、旧株主(被控訴人)からではなく、新株発行会社(A社)から新株引受人(B社)に与えられる。本件増資により被控訴人が資産価値(A社発行の旧株200株の含み益)をB社に贈与したとする控訴人の主張は、本件増資に係る新株発行につき、〔1〕A社からB社への贈与と〔2〕被控訴人からB社への贈与という両立不可能な2つの法的評価に基づく主張をしているのであって、論理が破綻している。

本件増資については、憲法84条の租税法律主義の要請を満たすべきで、旧株主たる被控訴人に対して法22条2項により課税することはできない。

#### オ 法51条の改正経緯

従前、特定現物出資により設立された海外子会社が第三者有利発行を行った場合、親会社は、当該出資資産の含み益に対して課税されず、平成10年改正により課税されるようになった。上記改正前にされた本件増資につき、改正後と同じ結果となる課税を認めることは、改正経過を無視し、法22条2項及び4項の解釈を誤るもので、憲法14条に違反(適用違憲)する。

#### カ 譲受人(新株主)との二重課税

控訴人の解釈によれば、法人間の資産の無償譲渡につき、譲渡法人X社には時価から取得原価及び寄附金の損金算入限度額を控除した金額に課税され、譲受法人B社には譲渡財産の時価相当額が益金として課税され、両者に対する課税総額は、その担税力の総額である譲渡益相当額を超え、私有財産権を保障した憲法29条に違反する。

キ いわゆるb株

本件増資新株は、額面金額の価値しか有しないb株（種類株）で、残余財産分配請求権が額面金額（払込金額）に限られ、控訴人の有していたA社株式の資産価値（含み益）は、本件増資によりB社に移転しない。すなわち、被控訴人、A社及びB社の三社は、本件増資時から、B社の保有するA社株式を額面金額の価値しか有しないb株（種類株）とするとの共通の認識を有していた。A社は、本件増資に際し、定款を変更してB株を創設すべきところ、事務手続上の過誤により、定款変更をせず、平成8年春、代表取締役の田中和成がこれに気付き、上記三社は、同9年7月28日、増資時から想定していたとおりの定款変更を確認する合意をし、同10年3月10日、定款変更がされた。増資新株は、オランダ税務当局によるタックス・ルーリングによっても、b株と認められている。

## <課税庁の主張>

### (第一審、東京地裁)

本件増資新株の発行に関する条件は、原告（旺文社）の意思によりいかようにも定めることができたものであり、既存株主である原告は、保有していたA社株式の価値のうち255億7926万6285円を何らの対価を求めずともなく新株主であるB社に移転させた。したがって、本件決議は、原告が保有するA社株式の価値の一部をB社に贈与する行為にほかならない。これは、法においては、同価値を時価により実現したものと解すべきであるから、原告から社外流出した限度において、法22条2項の「無償による資産の譲渡…その他の取引…に係る…収益」（以下「無償取引に係る収益」という。）として課税の対象となるものである。

### (控訴審、東京高裁)

(ア) B社は、本件増資決議により、A社の資産の帳簿価額（当時約2515万ギルダー）の約12%、時価相当額（約2億7296万ギルダー）の約1%に相当する303万0303ギルダーの増資払込みにより、発行済株式総数3200株の93%を超える3000株を取得した。

(イ) 被控訴人（旺文社）は、A社の100%株主として、本件増資決議により、自らの意思に基づき、被控訴人の保有するA社株式の資産価値の大半をB社に取得させた。

(ウ) 本件増資は、被控訴人、A社及びB社の合意に基づき、A社株式の資産価値を分割し、対価を得ることなく、その資産価値の一部を被控訴人からB社に移転させたもので、法22条2項の無償による資産の譲渡又はその他の取引及び法37条2項の寄附金に該当する。

イ 被控訴人の指摘に対する反論等

## (ア) 資産の譲渡等

a 法22条2項が、法人の有償又は無償による資産の譲渡等に係る収益を益金に算入する旨定める趣旨は、法人が管理支配権を行使して資産価値を他に移転し、資産が法人の支配を離脱し、他に移転する際、これを契機として顕在化した資産の経済的価値の担税力に着目して清算課税しようとするもので、上記規定は、いわゆるキャピタル・ゲインに対する課税を定める。

b 資産の譲渡又はその他の取引とは、法人が資産に対する管理支配権を行使してその資産価値の全部又は一部を他に移転すること、すなわち所得を構成する資産の増加を認識すべき一切の場合を意味し、法律行為的な取引に限定されない。

c 法22条2項、3項及び5項は、資本等取引を課税所得から除外し、会社の共同所有者たる株主が拠出した資本を会社が利用したことによる資産の増減のみを所得計算に用い、会社と株主との間の出資や利益配当に基づく会社の純資産の増減に対しては課税しないことを明らかにしている。

## (イ) 法施行令119条の11

平成12年の法人税法改正により期末に計上される有価証券の評価に関する規定が設けられ、これに伴い、標記規定が設けられ、資産の譲渡がされないものの、保有目的のみが変わった場合のみなし譲渡についての課税の規定が設けられたが、資産を社外に流出させた本件に関わりを有しない。

## (ウ) 新株の有利発行

a 資金調達のための新株の有利発行は、これにより、旧株主の有する会社資産に対する割合的持分の移転が生じても、迅速な資金調達のためであり、経済的合理性を欠くとはいえず、これについては、無償取引に係る収益として移転した資産価値が益金に計上される一方で、上記の割合的持分の移転に伴う損金算入が否認されず、課税所得が生じない。これに対し、本件増資は、旧株主と新株主の持株割合を1対15、出資割合を99対1とし、無償で企業譲渡を行うもので、経済的合理性を欠き、移転に伴う損金算入は認められず、寄附金に該当する。

b 資金調達のための新株の有利発行の場合、現行商法においては、定款に別段の定めがない限り、発案権が取締役会にあり、株主は発案を受けて初めて割合的持分権を管理支配する機会を与えられ、承認するかどうかの二者択一的方法のみ有し、決議の成立は他の株主の議決権行使の結果次第である。これに対し、被控訴人は、割合的持分権を管理支配する機会を常に保有し、内容を自由に決定でき、割当を履行代行者的に利用することができた。両者の課税が異なることは、不合理ではない。

## (エ) 法51条の改正経緯について

本件と法51条改正とは直接関係がない。すなわち、A社の資産が増加すれば、同社株式に係る含み益は増加し、法51条の圧縮記帳がなければ含み益が生じないということはないし、含み益が生じていれば法51条の改正後に本件増資が行われても、本件と同じ問題が生

ずる。

(オ) 二重課税の主張について

被控訴人に対する課税はキャピタルゲインによるものであるのに対し、B社の益金は受贈益であり、このような事態は、資産の無償譲渡の場合に常に生じ、憲法29条に違反するものではない。

(カ) いわゆるB株

本件増資が額面金額の価値しか有しないB株の増資であり、過去に遡って定款変更したことを承認したというオランダの税務当局によるタックスルーリングを根拠として資産の譲渡に当たらないとする被控訴人の主張は、タックスルーリングが、税法の具体的取扱についての承認であって、背景となった具体的事実の法律的效果を承認するものでなく、また、定款変更についての記述は瑕疵に気付いて将来に向かって変更するというのにとどまり、理由がない。

## <判決>

**(第一審)平成13年11月9日 東京地裁(納税者勝訴)**

親会社は何もしていないから親会社の取引とは言えず、法人税法 22②無償取引の規定を適用することはできない。

**(控訴審)平成16年1月29日 東京高裁(原判決取消)**

結果として子会社の支配権が移転しているから、法人税法 22条の「無償による資産の譲渡」に該当する。

**(上告審)平成18年1月24日 最高裁第三小法廷(原審破棄差戻し)**

法人税法 22条の「無償による資産の譲渡」に該当する。

## <判決理由>

**(第一審、東京地裁)**

実質的にみて原告の保有する A社株式の資産価値がB社に移転したとしても、それが原告の行為によるものとは認められないから、同資産価値の移転が原告の行為によることを前提としてこれに法22条2項を適用すべきである旨の被告の主位的主張には理由がない。

**(控訴審、東京高裁)**

**(1)本件増資と法人税法22条2項に規定する無償による資産の譲渡等**

ア 株主は、株式を通じ、株式会社の資産を所有し、支配するのであり、清算を待つまでもなく、株式の移転を通じ、株式に表彰された株式会社の資産価値を取得することができ、株式の価額は、額面金額ではなく、市場において定まる価額(上場株式)又は株式会社の資産の実態に基づいて評価される価額(非上場株式)により定まると解せられる。

イ 本件において、被控訴人、A社、B社及びE文化財団につき、甲及び乙が代表取締役、

理事長、取締役等に就任し、同財団が被控訴人の株式の約50%、被控訴人がA社の株式の100%をそれぞれ保有し、同財団の100%出資により、本件増資決議の日(平成7年2月13日)、B社が設立され(前提事実)、A社は、持株会社としての活動、融資、投資等を目的とし、設立(平成3年)後本件増資時(同7年)まで、事業所を有せず、従業員のいないいわゆるペーパーカンパニーで(甲1、乙2、3、15)、被控訴人は、A社の全株式200株を保有していたが、本件増資により、持株割合により示せば、被控訴人のそれが16/16から1/16(200/3200)に減少し、c社のそれが15/16(3000/3200)となった(前提事実)。

ウ 上記認定事実の下においては、A社における上記持株割合の変化は、上記各法人及び役員等が意思を相通じた結果にほかならず、被控訴人は、B社との合意に基づき、同社からなんらの対価を得ることもなく、A社の資産につき、株主として保有する持分16分の15及び株主としての支配権を失い、B社がこれらを取得したと認定評価することができる。そして、被控訴人が上記資産に係る株主として有する持分をB社からなんらの対価を得ることもなく喪失し、同社がこれを取得した事実は、それが両社の合意に基づくことと認められる以上、両社間において無償による上記持分の譲渡がされたことと認定することができる。

エ 両社間における無償による上記持分の譲渡は、法22条2項に規定する「無償による資産の譲渡」に当たると認定判断することができる。尤も、上記「持分の譲渡」は、同項に規定する「資産の譲渡」に当たるとすることに疑義を生じ得ないではないが、「無償による・・・その他の取引」には当たると認定判断することができるというべきである。すなわち、上記規定にいう「取引」は、その文言及び規定における位置づけから、関係者間の意思の合致に基づいて生じた法的及び経済的な結果を把握する概念として用いられていると解せられ、上記のとおり、被控訴人とB社の合意に基づいて実現された上記持分の譲渡をも包含すると認められる。そして、本件において、法22条2項に規定する無償による「資産の譲渡」又は「その他の取引」は、遅くとも、B社により引き受けた増資の払込みがされた時に発生したと認められる。

オ 付言するに、被控訴人とB社間の上記持分の譲渡は、両社の合意に基づくものであり、被控訴人の(株主としての)行為が子会社であるA社の行為とみなされることによるものではないし、その実現につき、A社の株主総会における本件増資決議を介在させていることの故に、両社の合意に基づくものであることが否定されるものでもない。また、本件増資を介して生じた上記持分の譲渡が上記両社の合意に基づくことと認定できるものであるかぎり、課税を免れず、本件増資の目的により課税が左右されることもない。

カ 本件増資は、いわゆる節税を意図して企画されたことは明らかで、納税者として、いわゆる節税を図ることは、もとより、なんら正義に反することではない。本件訴訟につき、A社とB社間の行為で、被控訴人とB社間に何らの行為もないことを理由に法22条2項の適用を否定するのは、裁判所としての事実認定の責務を果たしておらず、判決の理由としても、不備がある。被控訴人(E文化財団が約50%の株式を保有する。)が100%株主として

可決した本件増資決議に基づき、B社（前記財団が100%株主）が増資株式を取得し、A社の持株割合に変動を生じた事実及び乙が2社の代表取締役・2社の役員である事実は、本件においては、原審以来、ほぼ争いがない。当事者双方は、持株割合の変動が、上記関係法人及び役員の合意に基づくことを前提として、これにつき、控訴人が、A社の資産の譲渡等法22条2項に当たると主張し、被控訴人が、これに当たらない等として争って来た。持株割合の変動が資産の譲渡等に当たるとどうか、資産の評価額等がいくらとなるかこそが、本件における重要な論点で、当事者も、真摯に論争してきた。原審は、関係当事者の意思及びその結果生じた事実を全体として見ず、一部を恣意的に切り取って結論を導いた排りを免れず、争点について判断し、紛争を解決に導くべき裁判所の責任を疎かにするものと評せざるを得ない。

## (2)被控訴人の主張について

### ア 資産の譲渡等

前記認定の、本件における関係法人相互の持株の状況、役員構成の下で、関係者の合意に基づき、A社における本件増資を介して同社の株式をB社に取得させたことにより生じた被控訴人の持株割合の変動は、これにより、被控訴人とB社の合意に基づき、被控訴人の保有するA社の株式が表彰する資産価値がB社に移転したと認めることができる。たしかに、同社が増資株式を取得した時点においては、資産価値の移転が生じたと認めうるものの、直ちには、B社が資産を取得し、被控訴人がこれを喪失したことを実感しうる事態が生じてはいない。しかしながら、B社は、上記時点以降いつでも、取得した増資株式を処分し、これにより、その表彰するA社の資産価値を実現しうる権利を取得し、反対に、被控訴人がこれを喪失するのであり、このような法的効果に着目すれば、本件増資により、被控訴人はB社に対して法22条1項に定める無償による資産の譲渡又はその他の取引をしたと認めることができる。

### イ 法施行令119条の11の新設

増資等による持株割合の変化が法22条2項に規定する資産の譲渡に当たるとして課税されることは、標記法令の規定の新設により明文上も明らかとなったというべきで、これにより、初めて可能となったと解すべき理由もなく、租税法律主義に違反するとする被控訴人の主張は、前提を欠く。

### ウ 新株の有利発行との異同

当裁判所は、前記認定事実の下において、A社における新株の有利発行を手段として、被控訴人がB社に対して法22条1項に定める無償による資産の譲渡又はその他の取引をした場合に当たると判断した。この判断の下においては、被控訴人に対する課税が新株の有利発行に対する課税と異なるのは当然で、新株の有利発行に対する課税との異同の故に上記判断は、左右されない。

### エ 所得税法施行令84条との関係

新株を引受ける権利が、他の株主からではなく、新株を発行する会社から与えられること

は、標記法令の規定を待つまでもなく、会社法の理解から導かれる。本件においては、前記認定のとおり、100%株主である被控訴人の意思により可決成立した株式発行会社の株主総会決議から同会社により割り当てられた新株の引受に至る経緯、換言すれば、被控訴人が、その意思に基づき、A社の新株割当てを介在させる方法により、同社についての持株割合に変化を生じさせた経緯をとらえ、法22条2項に定める無償による資産の譲渡等が行われたと認定しようと判断したのであり、この判断は、標記法令の定めにより左右されることはない。

#### オ 法51条の改正経緯との関係について

平成10年の改正前は、現物出資により設立した海外子会社の株式を取得する親会社が圧縮記帳により課税を繰り延べることができ、改正後、上記繰り延べが許容されなくなった。本件においては、前記改正前においても、前記事実経過の下で、親会社である被控訴人が子会社の増資により持株割合に変化を生じさせたことが資産の譲渡等に当たり、法22条2項により、課税要件を満たすと認められたのである。換言すれば、前記改正前、繰り延べられた課税について課税の要件を満たすべき事実が生じたことと認められた結果にほかならず、標記法の規定の改正前に改正後の結果を先取りするものではなく、このような理解を前提とする憲法14条違反の主張も前提を欠く。

#### カ 二重課税について

被控訴人は、本件事実経過の下で生じたことと認められる資産の譲渡等につき、キャピタルゲインに課税され、B社は、新株引受に係る受贈益に課税されるのであり、税法の予定するところで、憲法29条違反の主張も、前提を欠く。

#### キ いわゆるB株（種類株）

(ア) A社は、定款上、株式の種類を定めてはおらず（乙15）、本件増資に際し、資本金の増額について定款変更したものの、種類株を設けることについては、定款変更していない（甲6（清水の陳述書）においても、本件増資に当たり、理由はともかく、種類株を設けることについての定款変更がされなかったことが前提とされている。）。

(イ) 被控訴人の主張（被控訴人、A社及びB社の三社は、本件増資時から、B社が取得する株式はB株とするとの共通の認識（合意）があり、平成9年7月28日、本件増資時から想定していた定款変更案を確認する合意をし、平成10年3月10日、定款変更がされた。）によっても、定款変更が増資後にされたというのであり、B社が取得した株式が増資当時定めなかった上記B株であると認めることはできない（増資後にされた種類株を設ける定款変更により、既に発行された株式の表彰する権利内容に変更を生じると解することはできず、オランダの法令がこれを許容するとも認め難い。）。B社及びA社によるオランダの税務検査官に対する照会及びこれに対する確認の結果をも踏まえても、同じである。

#### ク 租税法律主義違反、憲法違反等について

前記認定判断の下においては、被控訴人が主張する、その他の租税法律主義違反及び憲法違反の主張も前提を欠くか、又は理由がない。

**(上告審、最高裁)**

上告人は、A社の唯一の株主であったというのであるから、第三者割当により同社の新株の発行を行うかどうか、だれに対してどのような条件で新株発行を行うかを自由に決定することができる立場にあり、著しく有利な価額による第三者割当増資を同社に行わせることによって、その保有する同社株式に表章された同社の資産価値を、同株式から切り離して、対価を得ることなく第三者に移転させることができたものということができる。そして、上告人が、A社の唯一の株主の立場において、同社に発行済株式総数の15倍の新株を著しく有利な価額で発行させたのは、上告人のA社に対する持株割合を100%から6.25%に減少させ、B社の持株割合を93.75%とすることによって、A社株式200株に表章されていた同社の資産価値の相当部分を対価を得ることなくB社に移転させることを意図したものということができる。また、前記事実関係等によれば、上記の新株発行は、上告人、A社、B社及び財団法人Eの各役員が意思を相通じて行ったというのであるから、B社においても、上記の事情を十分に了解した上で、上記の資産価値の移転を受けたものということができる。

以上によれば、上告人の保有するA社株式に表章された同社の資産価値については、上告人が支配し、処分することができる利益として明確に認めることができるところ、上告人は、このような利益を、B社との合意に基づいて同社に移転したというべきである。したがって、この資産価値の移転は、上告人の支配の及ばない外的要因によって生じたものではなく、上告人において意図し、かつ、B社において了解したところが実現したものということができるから、法人税法22条2項にいう取引に当たるといえるべきである。

そうすると、上記のとおり移転した資産価値を上告人の本件事業年度の益金の額に算入すべきものとした原審の判断は、是認することができる。論旨は、採用することができない。



## 【争点2】B社引受け本件増資と法132①(同族会社の行為否認規定)に基づく課税

### ＜納税者の主張＞

#### (第一審、東京地裁)

ア 本件更正処分の根拠となった法132条は、同族会社と非同族会社との間で、同族会社は非同族会社では容易になし得ないような行為・計算をする蓋然性が高いとする相対的な蓋然性のみを根拠として、租税負担の非合理的な不公平を来たすものであり、そもそも立法事実を欠くものであるから、平等原則を定めた憲法14条に反する。

また、法132条は、課税要件の明確性を欠き、課税要件明確主義をその内容の一つとする租税法律主義を定めた憲法84条、30条に反し、違憲（法令違憲）である。

イ 本件に法132条を適用して課税した本件更正処分は、平等原則を定めた憲法14条、課税要件明確主義をその内容の一つとする租税法律主義を定めた憲法84条、30条に反し、違憲（適用違憲）である。

すなわち、同族会社と非同族会社とで、全く同一の行為・計算を行っていながら、非同族会社の場合には「行き過ぎた節税策」とはしながらこれを容認する一方で、同族会社が行った場合には租税回避行為であるとして法132条を適用して課税をするというのでは、同族会社と非同族会社との間の租税負担の公平を図った同条の立法趣旨に反するだけでなく、平等原則を定めた憲法14条1項に反することは明らかであり、同族会社である原告に対してのみ法132条を適用して課税する本件更正処分は違憲である。

また、被告は、法132条の否認権行使の謙抑性に反して本件に同条を適用し、また、本件における同条の適用に当たって、その比較概念たる「不当性」を定義するために必須の標本行為を示しておらず、本件への法132条の適用は、憲法84条、30条に反する。

ウ 本件更正処分は、法132条の「法人税の負担を不当に減少させる結果となる」との適用要件を欠き、違法である。

エ 上記(2)(原告の主張)エのとおり、本件増資新株はB株であって、B株の価値はその額面価額であり、また、形式的にはそうでないとしても、本件増資新株は実質的にB株であったから、本件更正処分は実質課税の原則に反し違法である。

#### (控訴審、東京高裁)

ア 違法な租税回避行為を行い得るのは、同族会社に限られず、非同族会社の同種行為の方が、容易にはなし得ない行為、計算を敢えて行うという点で、より悪質であり、行為、計算の否認の対象を、同族会社等のそれに限定する法132条1項1号は、憲法14条に違反する。

イ 法132条1項1号は、税務署長が法人税の負担を不当に減少させると判断した場合、裁量で課税できると定め、客観的、合理的基準により課税される保障がなく、租税法律主義、課税要件明確主義を定めた憲法84条、30条に違反する。

ウ〔1〕株式の第三者有利発行の際、旧株主には課税されず、〔2〕平成10年の法51条

改正前には、圧縮記帳された現物出資に係る資産の含み益に対し、結果的に日本国の課税権が及ばなかったことなどの事情から見ると、本来課税できない被控訴人の行為、計算にのみ法132条1項1号を適用してした本件更正処分は、平等主義を定めた憲法14条に違反する。

エ 控訴人は、被控訴人の法人税負担が最も重くなる行為、計算を恣意的に設定して課税しており、本件更正処分は、課税要件明確主義をその内容の一つとする租税法律主義を定めた憲法84条、30条に違反する。

オ B社は、増資の対価を支払うなら、被控訴人ではなく、保有株の価値を高めるためにA社に払い込むのであり、被控訴人への支払を合理的な行為という控訴人の主張は、法132条1項1号の前提を欠く。

## ＜課税庁の主張＞

### （第一審、東京地裁）

仮に、本件においてB社が得た利益が法22条2項の無償取引に係る収益に計上できないとしても、法132条の適用により本件更正処分は適法である。

法132条は、同族会社においては、会社の意思決定が少数の株主等の意思により左右され、不当に租税を回避するような行為又は計算が容易にされ得ることに配慮し、これを是正し、租税負担の公平を図ろうとするものであり、そのような行為又は計算が行われた場合に、それを通常あるべき行為又は計算に引き直し、納付すべき税額を計算しようとするものである。

同族会社の不自然・不合理な行為・計算によって、法22条2項により益金に算入できない利益移転がされている場合は、まさに法132条に定める法人税の負担を不当に減少させる行為にほかならない。

本件において、原告は、上記（被告の主張）ア（ウ）のとおり、本件決議によって、B社への第三者に対する新株の有利発行を行わせ、旧株主である原告から新株主であるB社への新株プレミアム相当の経済的利益の譲渡をしたものであり、原告が合理的に行動したとすれば、B社から少なくとも減失価値相当額に見合う対価を受領するか、B社からA社に対し増資対価を払い込ませるかしたはずであるのに、無償で自己の資産の減少となる本件決議を行い、対価を受領等しなかった原告の行為は、営利を目的とする法人の行為としては極めて不自然・不合理な行為である。そして、原告は、本件決議を行うことにより、上記経済的利益を未計上のまま何らの対価を得ることもなくB社に移転させたことは、原告の同利益にかかる法人税を不当に減少させたものとして、法132条の「行為」に該当する。

イ 法132条が憲法14条1項に違反しないことは我が国の確立した判例・通説であり、原告の適用違憲の主張も、法132条の解釈適用に関するものにすぎない。また、法132条の税負担を「不当に減少させる」との不確定概念が課税要件明確主義に反するものではないことも最高裁判例において示されている（最高裁昭和53年4月21日第二小法廷判決・

訟務月報24巻8号1694頁)。

### (控訴審、東京高裁)

ア 法132条1項1号の「行為」は、必ずしも法22条2項の資産の譲渡等の取引に当たる必要はなく、不当な法人税の減少をもたらす一切の行為がこれに当たる。本件増資決議における議決権の行使は、法132条1項1号の行為に当たる。

イ 本件において、被控訴人は、新株引受権を取得し、これをB社に額面額で譲渡したのと同様の経済的効果を生じさせた。通常の経済人として採るべき合理的行為はB社から相当対価を受領することであり、対価を受領しなかった被控訴人における法人税の負担は、通常の経済人であれば採ったであろう行為に比較して減少している。

なお、時価発行は、株主の議決権割合は減少する(共益権は移転する)が、自益権は移転せず、本件増資と比較されるべき合理的行為とはいえない。

## <判決>

### (第一審)

平成13年11月9日 東京地裁(納税者勝訴)

親会社の行為・計算ではないから、法人税法132条を適用することはできない。

### (控訴審)

平成16年1月29日 東京高裁(原判決取消)

争点1、すなわち、結果として子会社の支配権が移転しているから、法人税法22条の「無償による資産の譲渡」に該当する、ということで十分であり、法人税法132条による否認は判断を要しない。

### (上告審)

平成18年1月24日 最高裁第三小法廷(原審破棄差戻し)

控訴審と同様(かかる記載はなし)。

## <判決理由>

### (第一審、東京地裁)

(1) 本件更正処分理由として法132条を適用すべき旨の被告の主張は、原告(旺文社)自らの行為によりその保有するA社株式の資産価値がB社に移転したとの事実を前提として、同資産価値の移転について法132条を適用して課税しようとするものである。しかしながら、原告の保有するA社株式の資産価値がB社に移転したことが、原告自らの行為によるものとは認められないことは、判示のとおりである。従って、被告の同主張については、その余の点について判断するまでもなく理由がないことは明らかである。

(2) また、被告は、同族会社の行為計算の否認に関して、「無償で自己の資産の減少となる本件決議を行い、対価を受領等しなかった原告の行為」が不自然、不合理な行為形態であるとして否認し、「B社から少なくとも滅失価値相当額に見合う対価を受領するか、B社に

増資対価を払い込ませる」のが普通採ったであろう行為計算であると認めて法人税を課したと主張する。

確かに、被告が「普通採ったであろう行為計算」として主張する行為計算のうち、原告が《甲4》から直接に滅失価値相当額に見合う対価を受領するとの行為形態を選択していたならば、その対価は原告の益金となり法人税が課税されるのであるから、現に行われた行為形態は、これに比べて原告の法人税を減少させるものと評価することが可能である。

しかしながら、被告主張の「普通採ったであろう行為計算」のうちの他方の行為、すなわち、原告が株主総会においてB社に増資対価相当額を払い込ませる行為計算を選択した場合の課税関係を検討すると、この場合はA社に発行される新株の実質的価値に見合う価額が払い込まれているのであるから、原告については形式及び実質の両面において資産の増減がないし、B社も支払った対価に見合う価値の新株を取得した以上は従前有していた何らかの資産が新株に形を変えたにすぎず、その資産に増減はないから、両者ともに益金は生じず法人税が課されることはない。A社については増資によって資産が増加しているが、これは資本等取引に基づくものであるから益金には当たらず（法22条2項）、やはり法人税は課されない。このように原告にはもともと法人税が課されないのであるから、他にいかなる行為計算を採るにかかわらず、法人税の負担を不当に減少させる余地はない。また、A社及びB社についてみると、現にされた行為では、A社についてはその資産の増減が資本等取引に基づくものとして課税されないことには変わりはないものの、B社については、被告の主張を前提とすると、本来多額の価値のある新株を極めて低廉な価格で取得したのであるから、その差額は益金となり、仮に同社が内国法人であれば当然に法人税が課されるにもかかわらず、同社が外国法人であるために我が国の課税権が及ばないにすぎない。すなわち、原告を含めた3社を通じてみると、むしろ、現にされた行為の方が法人税の負担を増加する可能性があったとさえいえるのである。このように現にされた行為は、普通採ったであろう行為計算のうちのひとつと比較した場合において、何ら法人税を減少させるものではないのであるから、他に想定される普通採ったであろう行為計算との比較いかんにかかわらず、これを容認したとしても法人税の負担を不当に減少させる結果となるとは認め難く、法132条適用の前提条件を欠くものである。

#### **（控訴審、東京高裁）**

本件においては、当該争点に対する判断を要しない。すなわち、法法132①一（同族会社の行為否認規定が適用される。

#### **（上告審、最高裁）**

記載なし。

### 【争点3】～【争点6】 各株式の評価方法について

以下において、法基通 9-1-14 は現 9-1-13、法基通 9-1-15 は現 9-1-14 に変更されているが、判決文通りのままとする。

#### <納税者の主張>

##### (第一審、東京地裁)

###### (原告の主張)

ア 本件決議により B 社が引受けた A 社株式 3 0 0 0 株の時価は、被告が主張する時価算定方式ではなく、法人税法基本通達 9—1—1 5 により相続税財産評価基本通達に従って算定すべきである。

イ 仮に、法人税法基本通達 9—1—1 4 (4) により算定する場合でも、《甲 3》が直接・間接に保有する C 株式、D 株式、株式会社 H (以下「H」という。)

株式は、配当還元価額方式によって算定すべきである。

ウ 仮に、A 社が直接・間接に保有する C 株式、D 株式、H 株式を時価純資産方式により算定するとしても、清算所得に対する法人税等相当額 (5 1 パーセント) の控除及びそれら 3 社株式に付着した譲渡制限による減価をすべきである。

##### (控訴審、東京高裁)

###### ア 法人税基本通達 9—1—15 による株式の評価その 1

法人税基本通達 9—1—1 4 と同 9—1—1 5 とは、いずれをも適用でき、本件においては被控訴人に有利な後者を適用し、C 株式及び H 株式 (D 保有) の価額は配当還元方式、D 株式及び I 株式 (D が保有する外国株式) は時価純資産価額方式を基礎として、A 社の資産価額を算定すべきで、これによれば、被控訴人の有価証券に係る利益の計上もれは 2 4 億 4 0 4 8 万 0 9 7 3 円、法人税額は、7 億 8 8 8 6 万 9 8 0 0 円となる。

###### イ 同その 2

C 株式の評価を類似業種比準方式、H 株式を配当還元価額方式、I 株式及び D 株式を時価純資産価額方式により、各評価し、A 社の資産価額を算定すると、被控訴人の有価証券に係る利益の計上もれは 6 9 億 0 0 7 9 万 7 7 2 2 円、法人税額は、2 4 億 4 0 5 8 万 1 0 0 0 円となる。

###### ウ 同通達 9—1—14(3) による株式の評価

C 株式及び H 株式は、標記通達に基づき、類似業種比準方式により評価すべきで、これにより I 株式及び D 株式を評価し、b 社の資産価額を算定すると、被控訴人の有価証券に係る利益の計上もれは 8 5 億 4 2 5 9 万 4 5 9 8 円、法人税額は、3 0 億 4 8 5 5 万 9 1 0 0 円となる。

###### エ 清算所得に対する法人税額等の控除

A 社の保有する株式をすべて時価純資産価額方式により評価する場合、日本法人ではない

Iを除き、清算所得に対する法人税額等（本件増資当時51%。財産評価基本通達185, 186—2）を控除すべきで、これによると、被控訴人の有価証券に係る利益の計上もれは177億8465万6680円、法人税額は、64億7101万0100円となる。

## ＜課税庁の主張＞

### （第一審、東京地裁）

（被告の主張）

ア 被告は、A株式の評価は、本件増資の払込が行われた平成7年2月15日に最も近いAの平成5年10月1日から平成6年9月30日までの事業年度の決算書を基に、純資産価額方式により算定した。

法における取扱いとして、非上場株式のうち、いわゆる気配相場のないものについて、法33条2項を適用する場合の当該株式の価額は、売買実例のあるもの、公開途上にあるもの等を除き、1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取り引きされる価額によるものとして取り扱われており、本件における上記算定は、有価証券の評価に関する法上の取扱いの指針である法人税基本通達9—1—15に従って適正に評価を行った結果であり、かつ合理的な方法によるものであった。

イ また、被告は、Aが保有するC株式の1株当たり株式価額を529万9000円と算定したが、これは時価純資産方式による評価方法に基づき算定したもので、C株式に係る別の取引価格に比して相当であることは明白である。

### （控訴審、東京高裁）

#### ア A社の純資産価額の算出

（ア）気配相場のない非上場株式の価額評価の方法について、法人税基本通達9—1—14（平成12年6月28日付け課法2—7による改正前のもの。以下、同じ。）及びその特例として同9—1—15（上記平成12年改正前のもの）が定められており、A社の株式は、独立当事者間の適当な売買実例がないこと、株式公開途上にはなく、公募等の価格がないこと、同社と事業の種類や収益の状況等において類似する法人がないことから、上記通達9—1—14（4）に基づき、時価純資産価額方式（資産負債を時価評価して純資産価額を算出し、1株当たりの価額を算出する方法）により評価した。

（イ）A社の資産の大部分をしめるC株式及びD株式も、本件増資当時、いずれも非上場であり、同様に評価することとし、被控訴人の依頼により株式会社元マネージメントサービスが平成7年3月1日現在で時価純資産価額方式により評価したC株式に係る株式評価書（甲231）、被控訴人の提出に係るD株式の1株当たりの純資産価額の計算明細書（2）、C及びD2社につき、平成5年4月1日から平成6年3月31日までの事業年度の決算書、所有土地を平成7年度の路線価の0.8で割り戻した価額（地価公示価額と同水準の価額とするため）、保有する投資有価証券の、平成7年2月15日の終値（上場株式）、又は同年1月1

6日から同年2月15日までに取引のあった日の終値と気配相場の平均価額との合計額をその合計日数で除した平均価額（店頭登録株式）を基礎に評価した。

(ウ) 上記により評価すると、A社の純資産価額は、別紙の1表のとおり、i 188億5914万1000円、j 82億5000万円となり、その他の資産、負債を加減すると、同表の5及び6のとおりである。

(エ) 上記に基づき、本件両処分の基礎となる被控訴人の所得金額、税額等を算定すると、別紙の2表のとおりである。

イ 被控訴人の主張について

#### (ア) 法人税基本通達9—1—14

標記通達又はその特例としての同9—1—15のいずれかを納税者が自由に選択できる（被控訴人の主張）ことはなく、後者は、財産評価基本通達（昭和39年4月25日付直資56・直審（資）17）に定める評価方式の例によって算定しているときは、課税上の弊害がない場合に限り、これを是認するというもので、課税上弊害がある場合には、前者が適用される。

C及びDは、含み益を有する土地を所有しており、上記通達9—1—15を適用し、市場価格ではなく路線価で評価することは株式の評価に関する課税上の弊害が生じるため、同9—1—14が適用される。

#### (イ) 清算所得に対する法人税額等の控除

清算所得に対する法人税額等の控除（51%）は、時価純資産価額方式により評価する場合、企業の継続を前提とした客観的交換価値を求めるため、しない。なお、財産評価基本通達は、時価純資産価額方式により評価する場合に上記控除をする旨定めるが、個人が資産を直接保有する場合と間接保有する場合との違いにより価値が異ならないように評価の均衡を図る必要があるためである。

#### (ウ) 類似業種比準方式

被控訴人は、C及びD2社の株式の評価につき、上記通達9—1—14が適用されるとしても、その(3)の類似業種比準方式によるべきで、上場している類似企業である日本テレビ及び東京放送に比準して評価すべきである旨主張する。しかし、対象会社と日本テレビ及び東京放送とは類似法人には当たらない。

## ＜判決＞

### （第一審、東京地裁）

原告(旺文社)の主張を認容。すなわち、A株式3,000株の資産価値は、原告が現物出資した現物出資財産であるC株式及びD株式の原告における取得価額(簿価)に基づき評価している。

### （控訴審、東京高裁）

- ①A社の保有するC株式及びD株式は、時価純資産価額(ただし、含み益のある所有土地は路線価ではなく、路線価を0.8で割り戻した地価公示価額と同水準の価額で評価)により評価すべきで、これに基づきA株式の資産価値を算定すべし。
- ②これら株式の評価において、企業の継続を前提とした客観的交換価値を求めるのであるから、清算所得に対する法人税額等は控除しないのが相当である。

### （上告審、最高裁）

#### （1）A社の保有するD株式の評価方法

企業の継続を前提とした株式の評価を行う場合であっても、法人税額等相当額を控除して算定された1株当たりの純資産価額は、平成7年2月当時において、一般には通常取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、法人税基本通達(平成12年課法2-7による改正前のもの)9-1-14(4)にいう「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に当たるといふべきである。このように解釈される上記「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」によって株式の価額を評価し、これを前提に法人の収益の額を算定することは、法人税法の解釈として合理性を有するといふことができる。

そうであるとすると、平成7年2月当時におけるD放送の1株当たりの純資産価額の評価において、企業の継続を前提とした価額を求める場合であることのみを根拠として、法人税額等相当額を控除することが不合理であって通常取引における当事者の合理的意思に合致しないものであるといふことはできず、他に上記控除が上記の評価において著しく不合理な結果を生じさせるなど課税上の弊害をもたらす事情がうかがわれない本件においては、これを控除して1株当たりの純資産価額を評価すべきである。

#### （2）D放送及びI社が保有するHテレビ株式の評価方法

仮にD放送及びI社が保有するHテレビ株式を配当還元方式により評価することに前記の課税上の弊害があるとすれば、法人税基本通達(平成12年課法2-7による改正前のもの)9-1-14(4)に基づき時価純資産価額方式により評価すべきことになる。この場合には、財産評価基本通達(平成11年課評2-12,課資2-271による改正前のもの)186-3の趣旨が妥当するところ、前記のとおり、D放送の純資産価額の算定において法人税額等相当額を控除するのであるから、Hテレビの純資産価額については、重ねて法人税額等相当額を控除することなく算定すべきである。

#### （3）A社の保有するD株式の評価方法



仮にA社が保有するテレビC株式を配当還元方式により評価することに前記の課税上の弊害があるとすれば、テレビCと事業の種類や収益の状況等において類似する法人がなかったというのであるから、同株式を類似業種比準方式により評価するのは相当でなく、法人税基本通達（平成12年課法2-7による改正前のもの）9-1-14（4）に基づき時価純資産価額方式により評価すべきことになる。この場合には、法人税額等相当額を控除することが通常取引における当事者の合理的意思に合致しないものであるかどうか、ひいては、前記の課税上の弊害があるかどうかを判断するために、前記の上告人又はその主要株主と上告人の子会社との間におけるテレビC株式の各売買からうかがわれる関係者の同株式の価額についての認識等を審理すべきである。

### （差戻控訴審、東京高裁）

（以下、「判例・裁決からみた 金融・証券・保険取引をめぐる税務事例」大蔵財務協会 菅野浅雄著 平成21年1月30日発行 P223～225による。）

D放送、Hテレビ、テレビCの全ての株式について時価純資産価額方式により評価するが、D放送株式の評価に当たっては、財基通が定める評価方式から法人税等相当額を控除すべきである。その理由は以下のとおり。

#### （1）両通達の適用関係

法基通1-1-14（4）は、非上場株式で売買実例等がないものの評価につき、「当該事業年度終了の時における当該株式の価額は、当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の日における1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」によるものとしている。もっとも、このような一般的、抽象的な評価方法の定めに基づいて株式の価額を算定することは困難であるから、法基通9-1-15は、財基通の定める非上場株式の評価方法を、原則として法人税課税においても是認することを明らかにするとともに、この評価方法を無条件で法人税課税において採用することには弊害があることから、財基通が定める非上場株式の評価方法を、株式発行会社の有する土地を相続税路線価ではなく、時価で評価するなどの条件を付して採用することとしている。そして、財基通（平成12年課評2-4による改正前のもの）185が定める1株当たりの純資産価額の算定方法を法人税課税においてそのまま採用すると、相続税等との性質の違いにより課税上の弊害が生ずる場合には、これを解消するための修正を加えるべきだが、このような修正をしたうえで同通達所定の1株当たりの純資産価額の算定方法にのっとり算定された価額は、一般に通常取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、法基通9-1-14（4）、9-1-15の定めは、法人税の収益を算定する前提として株式を評価する場合においても合理性を有するものとして妥当するというべきである。

## (2)各株式の評価方法

① **D放送株式**については、A社が財基通上の同族会社に当たるので、配当還元方式又は類似業種比準方式を採用することはできず、時価純資産価額方式により評価することになる。そして、財基通185は、企業の継続を前提とした場合においても、1株当たりの純資産価額の算定に当たり法人税等相当額を控除することとしており、これは、本件第三者割当増資が行われた当時において、一般には通常取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、法基通9-1-14(4)にいう「1株当たりの純資産価額を参酌して通常取引されると認められる価額」に当たるといふべきである。そこで、本件においては、関係者がD放送株式について法人税等相当額を控除しないで評価する方が適切であることを認識していたことを窺い知る証拠はないので、D放送株式の1株当たりの純資産価額の評価においては、法人税等相当額を控除すべきである。

② **Hテレビ株式**については、(イ) D放送の持株割合が28.4%ないし31.8%であり、同族の筆頭株主に次ぐ株主であること、(ロ) Hテレビに役員を派遣していること、(ハ) Hテレビの経営方針について取締役会で協議していること、(ニ) 時価純資産価額方式による評価額と配当還元方式による評価額とに相当な開差があること等の事実からすると、D放送は、単に配当を期待してHテレビの株式を保有していたとは認められないから、配当還元方式によって評価すると著しく不合理な結果を生じさせて課税上の弊害をもたらすことになる。そして、Hテレビ株式には気配相場や独立当事者間の適切な売買事例がなく、同社と類似する法人がなかったと認められるので、時価純資産価額方式で評価するのが相当である。なお、D放送の純資産価額の算定において法人税等相当額を控除するので、財基通186-3の趣旨からして、重ねて控除することはできない。

③ **テレビC株式**については、(イ) A社の持株割合が20%を超えており、筆頭株主に次ぐ株主であること、(ロ) テレビCに役員を派遣していること、(ハ) テレビCの事業と関係する事業目的の子会社を設立していること、(ニ) 時価純資産価額方式による評価額と配当還元方式による評価額とに相当な開差があること等の事実から、A社は、単に配当を期待してテレビCの株式を保有していたとは認められない。しかも、本件第三者割当増資直後に関係会社間で時価純資産価額方式（法人税等相当額を控除しない）による評価額に近似する価額で取引している事実があるので、配当還元方式によっては適正に評価できないことを認識していたと認められる。したがって、配当還元方式によって評価すると著しく不合理な結果を生じさせて課税上の弊害をもたらすと判断される。そして、テレビC株式には気配相場や独立当事者間の適切な売買事例がなく、同社と類似する法人がないので、時価純資産価額方式（法人税等相当額を控除しない）で評価するのが相当である。

## ＜判決の理由＞

### (控訴審、東京高裁)

#### (1) A社の資産額

ア A社株式は、気配相場のない非上場株式で（弁論の全趣旨）、評価の方法に関し、法人税基本通達9-1-14及びその特例である同9-1-15が定められ（乙13）、後者は、法人が財産評価基本通達（昭和39年4月25日付直資56・直審（資）17）に定める評価方式の例によって株式の価額を算定しているときは、課税上の弊害がない場合に限り、原則としてこれを是認するもので、会社の有する非上場株式の発行会社が極めて含み益の多い土地を有する等の場合、財産評価基本通達の適用により、上記発行会社の土地が路線価で評価され、株式が市場価格を反映せず、課税上弊害があるとして、適用されないのが課税実務の取扱いであると認められる。上記理由に基づく通達の適用の区分は合理的な理由があると認められ、本件についても、A社は、含み益を有する土地を所有する（甲231、乙69）C株式及びD株式を保有しており、その株式の評価については同9-1-14が適用される。

イ A社は、その株式につき、独立当事者間の適当な売買実例及び公募等がなく、株式公開途上にもなく、同社と事業の種類や収益の状況等において類似する法人もない（弁論の全趣旨）。このため、その評価は、前記通達9-1-14（4）に基づき、時価純資産価額方式（資産負債を時価評価して純資産価額を算出し、1株当たりの価額を算出する方法）に従ってすべきである。

ウ A社の保有するi及びjの各株式も、本件増資当時非上場で、その評価は、A社株式と同様、同9-1-14（4）に基づき、時価純資産価額方式に従ってすべきである。

エ 上記により、また、平成7年3月1日現在で純資産価額方式により評価したC株式に係る株式評価書（甲231）及びj株式の「1株当たりの純資産価額の計算明細書（2）」

（乙69）、両社につき、同5年4月1日から平成6年3月31日までの事業年度の決算書、所有土地については同7年度の路線価に0.8で割り戻した地価公示価額と同水準の価額、保有する投資有価証券について同7年2月15日の終値（上場株式）を基礎とすると、C及びDの資産額は、別紙の1表のとおりと認められ、上記以外の資産及び負債も同表のとおりで（弁論の全趣旨）、A社の純資産価額は、同表のとおり、272億9630万2200円と認められる（1ギルダー58.17円換算）。（甲249、弁論の全趣旨）

#### (2) 課税額の根拠となる所得額等

ア 被控訴人は、従前、A社の全株式（200株）の表彰する上記資産額を保有していたが、本件増資により、持株割合が200/3200株となり、3000/3200の資産を喪失し、他方、B社は、303万0303ギルダー（1億7627万2725円相当）を払い込み、b社の資産の3000/3200を取得した。

イ 上記に従えば、A社の総資産につき、本件増資により、下記のとおり、被控訴人が喪失した額（〔1〕）及びB社が取得した額（〔2〕）が算出され、被控訴人は、同額の所得を得、これをB社に寄附したものとして、別紙の2表のとおり、所得額及び税額等が算出される。

[1]  $272億9630万2200円 - (272億9630万2200円 + 1億7627万2725円) \times 200 / 3200 = 255億7926万6266円$

[2]  $(272億9630万2200円 + 1億7627万2725円) \times 3000 / 3200 - 1億7627万2725円 = 255億7926万6267円$

(3) 被控訴人の主張について

ア 法人税基本通達9-1-15の適用

被控訴人につき、標記通達を適用すべきものでないことは、上記のとおりである。

イ 類似法人比準方式

日本テレビ及び東京放送は、Hと類似法人といえず(乙63, 64, 甲159の3)、C株式とH株式(Dが保有する株式)の評価につき、類似するマスメディアを見出して比準させるのを相当とする事実は認め難く、これによらなかったことに不相当な点はない。

ウ 清算所得に対する法人税額等の控除

本件においては、企業の継続を前提とした客観的交換価値を求めらるべきであり、清算所得に対する法人税額等を控除しないのが相当である。

## (上告審、最高裁)

### 1. A社の保有するD放送株式の評価方法について

法人税基本通達(平成12年課法2-7による改正前のもの)9-1-14(4)は、法人税法(平成17年法律第21号による改正前のもの)33条2項の規定を適用して非上場株式で気配相場のないものについて評価損を計上する場合に、当該株式に売買実例がなく、その公開の途上になく、その発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する法人がないときは、事業年度終了の時における当該株式の価額は、当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行人の事業年度終了の時における1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額による旨を定めている。もっとも、このような一般的、抽象的な評価方法の定めのみに基づいて株式の価額を算定することは困難であり、他方、財産評価基本通達の定める非上場株式の評価方法は、相続又は贈与における財産評価手法として一般的に合理性を有し、課税実務上も定着しているものであるから、これと著しく異なる評価方法を法人税の課税において導入すると、混乱を招くこととなる。このような観点から、法人税基本通達(平成12年課法2-7による改正前のもの)9-1-15は、財産評価基本通達の定める非上場株式の評価方法を、原則として法人税課税においても是認することを明らかにするとともに、この評価方法を無条件で法人税課税において採用することには弊害があることから、1株当たりの純資産価額の計算に当たって株式の発行人の所有する土地を相続税路線価ではなく時価で評価するなどの条件を付して採用することとしている。したがって、財産評価基本通達(平成12年課法2-4, 課資2-249による改正前のもの)185が定める1株当たりの純資産価額の算定方式を法人税課税においてそのまま採用すると、相続税や贈与税との性質の違いにより課税上の弊害が生ずる場合に

は、これを解消するために修正を加えるべきであるが、このような修正をした上で同通達所定の1株当たりの純資産価額の算定方式にのっとって算定された価額は、一般に通常の取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、法人税基本通達(平成12年課法2-7による改正前のもの)9-1-14(4)にいう「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に当たるといふべきである。そして、このように解される同通達9-1-14(4)、9-1-15の定めは、法人の収益の額を算定する前提として株式の価額を評価する場合においても合理性を有するものとして妥当するといふべきである。

ところで、財産評価基本通達(平成12年課評2-4、課資2-249による改正前のもの)185が、1株当たりの純資産価額の算定に当たり法人税額等相当額を控除するものとしているのは、個人が財産を直接所有し、支配している場合と、個人が当該財産を会社を通じて間接的に所有し、支配している場合との評価の均衡を図るためであり、評価の対象となる会社が現実に解散されることを前提としていることによるものではない。したがって、営業活動を順調に行って存続している会社の株式の相続及び贈与に係る相続税及び贈与税の課税においても、法人税額等相当額を控除して当該会社の1株当たりの純資産価額を算定することは、一般的に合理性があるものとして、課税実務の取扱いとして定着していたものである。法人税基本通達については、平成12年課法2-7による改正により、法人税課税における1株当たりの純資産価額の評価に当たり法人税額等相当額を控除しないことが規定されるに至ったのであって、この改正前の平成7年2月ころに、財産評価基本通達(平成12年課評2-4、課資2-249による改正前のもの)185が定める1株当たりの純資産価額の算定方式のうち法人税額等相当額を控除する部分が、法人税課税における評価に当てはまらないということに関係通達から読み取ることは、一般の納税義務者にとっては不可能である。取引相場のない株式の取引は、法人税額等相当額を控除した純資産価額を上回る価額でされることもあり得るが、一般にその取引の当事者は上記関係通達の定める評価方法に関心を有するものであり、その評価方法が取引の実情に影響を与え得るものであったことは否定し難く、これとかけ離れたところに取引通念があったといふことはできない。

したがって、企業の継続を前提とした株式の評価を行う場合であっても、法人税額等相当額を控除して算定された1株当たりの純資産価額は、平成7年2月当時において、一般には通常の取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、法人税基本通達(平成12年課法2-7による改正前のもの)9-1-14(4)にいう「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に当たるといふべきである。このように解釈される上記「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」によって株式の価額を評価し、これを前提に法人の収益の額を算定することは、法人税法の解釈として合理性を有するといふことができる。

そうであるとする、平成7年2月当時におけるD放送の1株当たりの純資産価額の評価において、企業の継続を前提とした価額を求める場合であることのみを根拠として、法人税額

等相当額を控除することが不合理であって通常取引における当事者の合理的意思に合致しないものであるということとはできず、他に上記控除が上記の評価において著しく不合理な結果を生じさせるなど課税上の弊害をもたらす事情がうかがわれない本件においては、これを控除して1株当たりの純資産価額を評価すべきである。

これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。D放送株式の評価方法の違法をいう論旨は、この趣旨をいうものとして理由がある。

## 2. D放送及びI社が保有するHテレビ株式の評価方法について

(1) 法人税基本通達(平成12年課法2-7による改正前のもの)9-1-15は、前記のとおり課税上弊害がない限りなどと留保を付した上で、財産評価基本通達の定める非上場株式の評価方法を法人税課税においても採用している。

前記事実関係等によれば、平成7年2月当時、Hテレビ株式は、非上場株式であり、気配相場や独立当事者間の適当な売買実例がなく、その公開の途上になく、同社と事業の種類や収益の状況等において類似する法人がなかったというのである。そして、原審における上告人の主張によれば、そのころのHテレビの株主の持株比率は、その筆頭株主が51.1%ないし45.6%であり、D放送及びその同族関係者に当たるI社が合計28.4%であり、したがって、Hテレビに対する関係において、上記筆頭株主は財産評価基本通達(平成15年課評2-15, 課資2-5, 課審5-9による改正前のもの)188(1)にいう同族株主に当たるが、D放送及びI社は同族株主に当たらないというのである。そうであるとすれば、D放送及びI社が保有するHテレビ株式は、同通達188(1)にいう「同族株主のいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主の取得した株式」に該当し、同通達188, 財産評価基本通達(平成12年課評2-4, 課資2-249による改正前のもの)188-2においては配当還元方式により評価すべきこととなる。同通達が、上記株式の評価を配当還元方式によることとしているのは、少数株主が取得した株式については、株主は単に配当を期待するにとどまるという実質を考慮したものである。

もっとも、上告人の主張するD放送及びI社の合計持株比率は、同族株主に該当するかどうかの基準である30%を下回り、筆頭株主の持株比率に劣るものの、その割合は低いものではないから、事業経営への影響力の実情によっては、D放送及びI社が単に配当を期待してHテレビ株式を保有していたと評価するのが適当でないこともあると考えられ、そうであるとすれば、本件において同株式を配当還元方式により評価することが著しく不合理な結果を生じさせるなど課税上の弊害をもたらす場合もあると考えられる。

ところが、原審は、上記の持株比率や課税上の弊害について何ら審理判断することなく、Hテレビ株式を法人税基本通達(平成12年課法2-7による改正前のもの)9-1-14

(4)に基づき時価純資産価額方式により評価すべきであるという結論を導いている。

したがって、原審の上記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。Hテレビ株式の評価方法の違法をいう論旨は、この趣旨をいうものとして理由がある。

(2)仮にD放送及びI社が保有するHテレビ株式を配当還元方式により評価することに前記の課税上の弊害があるとすれば、法人税基本通達(平成12年課法2-7による改正前のもの)9-1-14(4)に基づき時価純資産価額方式により評価すべきことになる。この場合には、財産評価基本通達(平成11年課評2-12,課資2-271による改正前のもの)186-3の趣旨が妥当するところ、前記のとおり、D放送の純資産価額の算定において法人税額等相当額を控除するのであるから、Hテレビの純資産価額については、重ねて法人税額等相当額を控除することなく算定すべきである。

### 3. A社が保有するテレビC株式の評価方法について

(1)前記事実関係等によれば、平成7年2月当時、テレビC株式は、非上場株式であり、気配相場や独立当事者間の適当な売買実例がなく、その公開の途上になく、同社と事業の種類や収益の状況等において類似する法人がなかったというのである。そして、原審における上告人の主張によれば、そのころのテレビCの株主の持株比率は、その筆頭株主のグループが38.3%であり、A社及びその同族関係者が合計21.4%であり、したがって、テレビCに対する関係において、上記グループの株主は財産評価基本通達(平成15年課評2-15,課資2-5,課審5-9による改正前のもの)188(1)にいう同族株主に当たるが、A社は同族株主に当たらないというのである。そうであるとすれば、同社が保有するテレビC株式は、同通達188(1)にいう「同族株主のいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主の取得した株式」に該当し、同通達188,財産評価基本通達(平成12年課評2-4,課資2-249による改正前のもの)188-2においては配当還元方式により評価すべきこととなる。

もっとも、記録によれば、〔1〕上告人は、平成7年3月1日、100%出資の子会社である株式会社Jを設立したこと、〔2〕上告人は、同月13日、株式会社Jに対し、テレビC株式1242株を1株当たり540万円で譲渡したこと、〔3〕同価額は、上告人が株式会社Kに依頼して評価させた同月1日時点の同株式の時価純資産価額方式による評価額を基に算定されたこと、〔4〕上告人の主要株主である財団法人Lは、同月24日、株式会社Jに対し、テレビC株式335株を1株当たり540万円で譲渡したこと、以上の事実は当事者間に争いがなく、また、上記評価額は、法人税額等相当額を控除することなく算定されたことがうかがわれる。そうであるとすれば、上記のテレビC株式の各売買において譲渡価額が1株当たり540万円とされたのが、同株式を時価よりも高額で売買するという特別の目的によるものでない限り、上記各売買の当事者は、同株式を配当還元方式により評価するよりも時価純資産価額方式(法人税額等相当額を控除しない。)による方が適切であること、すなわち、同株式の価額を単に配当を期待して株式を保有する株主に妥当する配当還元方式によっては適正に評価することができないことを認識していたものというべきである。そうすると、上記各売買に近接した時期における上告人の100%出資の子会社であるA社の認識も同様であった可能性があり、同社の認識がそのようなものであるとすれば、本件におい

て同社の保有するテレビC株式を配当還元方式により評価することが著しく不合理な結果を生じさせるなど課税上の弊害をもたらす場合もあると考えられる。

ところが、原審は、上記の持株比率や課税上の弊害について何ら審理判断することなく、テレビC株式を法人税基本通達（平成12年課法2-7による改正前のもの）9-1-14（4）に基づき時価純資産価額方式により評価すべきであるという結論を導いている。なお、原審は、テレビCが含み益を有する土地を所有することを摘示しているが、このことは、相続税基本通達にのっとり、同土地の相続税路線価を基に算定した1株当たりの純資産価額によってテレビC株式を評価することを不合理とする理由とはなるが、配当還元方式による評価を直ちに不合理とするものではない。

したがって、原審の上記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。テレビC株式の評価方法の違法をいう論旨は、この趣旨をいうものとして理由がある。

（2）仮にA社が保有するテレビC株式を配当還元方式により評価することに前記の課税上の弊害があるとすれば、前記のとおり、テレビCと事業の種類や収益の状況等において類似する法人がなかったというのであるから、同株式を類似業種比準方式により評価するのは相当でなく、法人税基本通達（平成12年課法2-7による改正前のもの）9-1-14（4）に基づき時価純資産価額方式により評価すべきことになる。この場合には、法人税額等相当額を控除することが通常取引における当事者の合理的意思に合致しないものであるかどうか、ひいては、前記の課税上の弊害があるかどうかを判断するために、前記の上告人又はその主要株主と上告人の子会社との間におけるテレビC株式の各売買からうかがわれる関係者の同株式の価額についての認識等を審理すべきである。

### （差戻控訴審、東京高裁）

#### アトランティック社の資産額についての検討

（1）本件増資当時、〔1〕アトランティック社は、全国朝日放送株式三五五九株及び文化放送株式一五万株を保有するほか、別紙一の3、4記載の額の資産及び負債があること、〔2〕上記文化放送は、フジテレビ株式一万〇〇二〇株とJGI社株式二〇〇株を保有し、JGI社は、フジテレビ株式四五〇〇株を保有していることが認められる。

（2）ところで、国税庁長官の発出した昭和四四年五月一日付け直審（法）二五「法人税基本通達」（平成一二年課法二一七による改正前のもの）9-1-14（4）は、「売買実例のあるもの」、「公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出が行われるもの」、「売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの」などに該当しない非上場株式で気配相場のないものにつき、法（平成一七年法律第二一号による改正前のもの）三三条二項の規定を適用する場合の事業年度終了の時における当該株式の価額は、当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時における一株当たり



の純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額によるものとしている。上記通達の定める非上場株式の評価方法は、相続又は贈与における財産評価方法として一般的に合理性を有し、課税実務上も定着しているところである。しかし、このような評価方法を無条件で法人税課税において採用すると弊害が生ずるので、同通達9-1-15は、財産評価基本通達の定める非上場株式の評価方法を、一株当たりの純資産価額の計算に当たって株式の発行会社の有する土地を相続税路線価でなく、時価で評価するなどの条件を付して採用することとしている。そして、財産評価基本通達（平成一二年課評二一四、課資二一二四九による改正前のもの）185が定める一株当たりの純資産価額の算定方式を法人課税においてそのまま採用すると、相続税等との性質の違いにより課税上の弊害が生ずる場合には、これを解消する修正を加えるべきであるが、このような修正をした上で同通達所定の一株当たりの純資産価額の算定方法にのっとり算定された価額は、一般に通常の取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、法人税基本通達（平成一二年課法二一七による改正前のもの）9-1-14（4）にいう「一株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に当たるといふべきである。以上のような同通達9-1-14（4）、9-1-15の定めは、法人の収益の額を算定する前提として株式の価額を評価する場合においても、合理性を有するものとして妥当すると解することができる。

そこで、次項以下において、このような前提で、文化放送株式、フジテレビ株式、全国朝日放送株式の評価方法について検討する。

### (3)文化放送株式の評価方法について

財産評価基本通達（平成一二年課評二一四、課資二一二四九による改正前のもの）185は、企業の継続を前提とした場合においても、一株当たりの純資産価額の算定に当たり法人税額等相当額を控除することとしており、これは、平成七年二月当時において、一般に通常の取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、法人税基本通達（平成一二年課法二一七による改正前のもの）9-1-14（4）にいう「一株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に当たるといふべきである。そして、このような価額によって株式の価額を評価し、これを前提に法人の収益の額を算定することは、法人税法の解釈として合理性を有するといえる。そこで、本件においては、関係法人が文化放送株式について法人税等相当額を控除しない方式で評価する方が適切であると認識していたことを窺い知る証拠はないから、文化放送の一株当たりの純資産価額の評価においては、法人税額等相当額を控除すべきである。

### (4)文化放送及びJGI社が保有するフジテレビ株式の評価方法について

平成七年二月当時、フジテレビ株式は、非上場株式であり、気配相場や独立当事者間の適当な売買実例がなく、その公開の途上になく、同社と事業の種類や収益の状況等において類似する法人がなかったと認められる。次に、平成七年二月当時における文化放送及びその同

族関係者に当たるJGI社のフジテレビの株式の持株割合は、二八・四%ないし三一・八%であり、他方その筆頭株主の持株割合は、五一・一%ないし四五・六%であることが認められる。すると、文化放送及びJGI社は、財産評価基本通達（平成一五年課評二一一五、課資二一五、課審五一九による改正前のもの）188（1）の同族会社に当たらず、文化放送及びJGI社が保有するフジテレビ株式は、同通達188（1）にいう「同族株主のいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主が取得した株式」に当たるから、同通達188、財産評価基本通達（平成一〇年課評二一五、課資二一二四〇による改正前のもの）186-2においては、配当還元方式により評価すべきこととなる。

しかし、文化放送及びJGI社が保有するフジテレビ株式の割合は、二八・四%ないし三一・八%であることからすると、文化放送及びJGI社が単に配当を期待してフジテレビ株式を保有していたといえないこともあり、このような場合には、同株式を配当還元方式によって評価することが著しく不合理な結果を生じさせるなど課税上の弊害をもたらす場合もあると考えられる。

そこで、フジテレビ株式を配当還元方式によって評価することが著しく不合理な結果を生じさせないかどうかについて検討すると、《証拠略》によれば、(ア)文化放送は、フジテレビの設立に関与し、筆頭株主に次ぐ株主グループとして、文化放送の代表取締役の峰岸慎一及び取締役の赤尾一夫が取締役に就任していたこと、(イ)平成七年三月のフジテレビの第三者割当増資の際、上記峰岸及び赤尾が株式の割当てを受けたこと、(ウ)文化放送では、同業のフジテレビの経営方針について取締役会で協議をするなど、同社の事業経営に関心を有していたといえること、(エ)フジテレビ株式を配当還元方式で評価すると一株につき約六万円であるのに対し、時価純資産価額方式で評価すると二六五万円であること、(オ)被控訴人は、本件増資のころ、そのメディア事業の一環として、一〇〇%出資の株式会社旺文社メディアを設立し、テレビ・ラジオ等の情報媒体の企画・制作及び販売等を事業目的としていたことが認められる。

このような事実によると、フジテレビの二八・四%ないし三一・八%の持株割合があり、筆頭株主グループに次ぐ株主グループであった文化放送及びJGI社が単に配当を期待してフジテレビ株式を保有していたと解することは相当でなく、文化放送及びJGI社は、フジテレビの事業経営につき上記持株割合に基づく影響力を有していたと推認するのが相当である。そして、本件増資当時、アトランティック社が被控訴人の一〇〇%出資のいわゆるペーパーカンパニーであったことは、前記第三の一記載のとおりである。したがって、文化放送及びJGI社が保有していたフジテレビ株式を配当還元方式によって評価すると著しく不合理な結果を生じさせて課税上の弊害をもたらすということができ、そして、上記のようにフジテレビ株式は非上場株式であり、気配相場や独立当事者間の適当な売買実例がなく、その公開の途上になく、同社と事業の種類や収益の状況等において類似する法人がなかったと認められるから、上記フジテレビ株式は時価純資産価額方式で評価するのが相当である。なお、上記のように文化放送の純資産価額の算定において法人税額等相当額を控除するから、

フジテレビの純資産価額については、重ねて法人税額等相当額を控除することなく、これを算定すべきである。

#### (5)アトランティック社が保有する全国朝日放送株式の評価方法について

平成七年二月当時全国朝日放送株式は、非上場株式であり、気配相場や独立当事者間の適当な売買実例がなく、その公開の途上になく、同社と事業の種類や収益の状況等において類似する法人がなく、そして、上記当時におけるアトランティック社及びその同族関係者の全国朝日放送株式の持株割合は、二一・四％であり、他方その筆頭株主の持株割合は、三八・三％であることが認められる。すると、アトランティック社及びその同族関係者は、財産評価基本通達（平成一五年課評二一一五、課資二一五、課審五一九による改正前のもの）188（1）の同族会社に当たらず、アトランティック社及びその同族関係者が保有する全国朝日放送株式は、同通達188（1）にいう「同族株主のいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主が取得した株式」に当たるから、同通達188、財産評価基本通達（平成一〇年課評二一五、課資二一二四〇による改正前のもの）186-2においては、配当還元方式により評価すべきこととなる。

しかし、アトランティック社及びその同族関係者が保有する全国朝日放送株式の割合が二一・四％であることからすると、アトランティック社が単に配当を期待して全国朝日放送株式を保有していたといえないこともあり、このような場合には、同株式を配当還元方式によって評価することが著しく不合理な結果を生じさせるなど、課税上の弊害をもたらす場合もあると考えられる。

そこで、全国朝日放送株式を配当還元方式によって評価することが著しく不合理な結果を生じさせないかどうかを検討すると、前記争いのない事実等、《証拠略》によれば、(ア) 本件増資当時、アトランティック社とその同族関係者は、筆頭株主グループに次ぐ株主グループとして、その代表取締役の赤尾一夫が取締役に就任していたこと、(イ) 全国朝日放送株式を配当還元方式で評価すると一株につき八万円であるのに対し、時価純資産価額方式で評価すると五二六万九三八四円であることが認められる。そして、本件増資のころ、(ウ) 被控訴人が、メディア事業の一環として、テレビ・ラジオ等の情報媒体の企画・制作及び販売等を事業目的とする一〇〇％出資の会社を設立したこと、(エ) アトランティック社が被控訴人の一〇〇％出資のいわゆるペーパーカンパニーであったことは、前記のとおりである。加えるに、被控訴人が平成七年三月一三日に全国朝日放送の株式一二四二株を一株五四〇万円で株式会社旺文社メディア（被控訴人が一〇〇％出資の子会社）に売却したことは、当事者間に争いがなく、《証拠略》によれば、上記全国朝日放送株式の売買に当たり、被控訴人と株式会社旺文社メディアは、元マネジメントサービスによる同株式の時価純資産価額方式による評価に沿い、法人税等相当額を控除することなく売買代金額を算定したこと、さらに、被控訴人は、〔1〕平成七年九月二九日、旺文社パシフィック株式会社株式七八万株を一株五一〇円で旺文社パシフィック株式会社新宿に売却した際、〔2〕平成八年九月三〇日、株

株式会社オービーエスエディタ株式四〇〇株を一株二六六万一〇〇〇円、株式会社旺文社ロジスティックス株式二〇〇株を一株二九〇万九〇〇〇円で株式会社旺文社インタラクティブに売却した際、〔3〕同日、株式会社旺文社インタラクティブ株式四三〇〇株を一株二八万八〇〇〇円で旺文社パシフィック株式会社から取得した際も、元マネジメントサービスによる株式評価に沿い法人税相当額を控除することなく売買代金額が算定されたことが認められる。

以上のような事実によれば、アトランティック社が単に配当を期待して全国朝日放送株式を保有していたと解するのは相当ではなく、アトランティック社は、全国朝日放送の事業経営につき上記持株割合に基づく影響力を有していたと推認するのが相当であり、しかも、被控訴人と株式会社旺文社メディアは、平成七年三月一三日に全国朝日放送の株式一二四二株を一株五四〇万円で売買したのは、同株式を配当還元方式で評価するよりも時価純資産価額方式（法人税等相当額を控除しない。）による方が適切であることを認識していたものといえることができ、被控訴人の一〇〇%出資の子会社であるアトランティック社も同様の認識であったと推認することができる。したがって、全国朝日放送株式を配当還元方式で評価すると著しく不合理な結果を生じさせて課税上の弊害をもたらすといえることができ、そして、上記のように、全国朝日放送株式は非上場株式であり、気配相場や独立当事者間の適当な売買実例がなく、その公開の途上になく、同社と事業の種類や収益の状況等において類似する法人がなかったから、同社の株式は時価純資産価額方式によって評価するのが相当である。

（6）なお、《証拠略》によれば、JGI社株式も法人税額等相当額を控除せず、時価純資産価額方式で評価するのが相当であると認められる。

（7）ところで、被控訴人は、全国朝日放送株式とフジテレビ株式は類似業種比準方式によって評価するべきであると主張する。しかし、本件全証拠によっても、上記二社と類似する法人と見做るような法人は認められない。また、被控訴人は、JGI社を除き清算所得に対する法人税額等の控除を主張するが、本件においては、企業の継続を前提とした価値を求めるべきものであるから、清算所得に対する法人税額等を控除しないのが相当である。

**結論**（以下、「判例・裁判からみた 金融・証券・保険取引をめぐる税務事例」大蔵財務協会 菅野浅雄著 平成21年1月30日発行 P225～227による。）

判決は、D放送株式については法人税等相当額を控除して評価すべし、テレビC株式及びHテレビ株式については、法人税等相当額を控除しないで評価すべしと判断している。

最高裁は、A社の第三者割当増資により、旧株主である旺文社の資産価値が新株主B社に移転しており、旧株主及びA株式の役員が新株主の役員も兼ねている等の事実から、本件第三者割当による旧株主から新株主に対する資産価値の移転は、旧株主が具体的に認識できる資産価値を、新旧株主双方合意のもと、新株主に移転したものであるから、法人税法22条2項に規定する「無償による取引」に当たると判断したが、**資産価値の評価についての審理が**

不十分であるとして、課税庁の更正金額を是認した東京高裁の判決を破棄し、本件を原審に差し戻している。

資産価値の評価については、A社の保有する各株式が売買実例等のない非上場株式であることから、財産評価基本通達が定める非上場株式の評価方式を採用できるか否か、すなわち、財基通の準要を認める法基通9-1-15を適用することに課税上弊害がないかどうか、仮に課税上弊害があるとした場合、法基通9-1-14(4)にいう「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」をどのようにして算定すべきか、とりわけ、企業の継続を前提とした株式の評価を行う場合においても法人税額等相当額を控除して評価することができるかが争点となったものです。

最高裁及び差戻審は、法基通は財基通が定める非上場株式の評価方法を一定の条件を付して法人税課税においても是認することを明らかにしていたのであるから「財基通185が定める1株当たりの純資産価額の算定方法を法人税課税においてそのまま採用すると、相続税等との性質の違いにより課税上の弊害が生ずる場合には、これを解消する修正を加えるべきであるが、このような修正をしたうえで同通達所定の1株当たりの純資産価額の算定方法にのっとり算定された価額は、一般に通常取引における当事者の合意的意思に合致するものとして、法基通9-1-14(4)にいう「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に当たるといふべきである。」と判示している。法人税等相当額の控除についても、当該控除の趣旨を踏まえ、同通達が定めるとおりに控除することが、一般的には通常取引における当事者の合意的意思に合致するということができるとしている。

そのうえで判決は、D株式については、法人税等相当額を控除しないで評価する方が適切であることを認識していたことを窺い知る証拠はないから、財基通が定めるとおり、時価純資産価額から法人税等相当額を控除して評価すべきとしたが、Hテレビ及びテレビCの各株式については、株式保有の実態と関連する株式売買などから窺われる関係者の価額に対する認識等からして、財基通の例により評価することは当事者の合理的意思に合致せず、課税上の弊害をもたらすから配当還元方式ではなく、時価純資産価額方式（法人税等相当額は控除しない）により評価すべきと判断している。

なお、この判決がD株式について法人税等相当額を控除して評価すべきとしたのは、平成7年当時の通常取引における当事者の合理的意思を踏まえて判断したものであるから、法人税等相当額を控除しない旨明記された平成12年以降の非上場株式の評価に当てはまらないことはいうまでもない。

### 1. オウブンシャ事件 取引関係図

